

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和4年 9月22日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時58分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	川畑委員長、高橋（龍）副委員長、丸山・高橋（克幸）・松岩・山田各委員		
説明員	生活環境・福祉保険・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、松岩委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「「トイレの洋式化等整備に係る年次計画」に基づく整備概要について」

○（生活環境）次長

トイレの洋式化等整備に係る年次計画に基づく整備概要について御報告させていただきます。

この年次計画は市が所有する施設のトイレと公衆トイレの洋式化やおむつ交換台等の設置を推進することを目的として、財政負担の平準化を図りながら、平成29年度から令和3年度までの5年間で整備する計画になります。

整備内容につきましては、資料の「3 整備の方向性」に記載をしておりますが、洋式をはじめとしまして、おむつ交換台やベビーチェアの設置、障害者用トイレの設置やオストメイト対応トイレの拡充、それから温水洗浄便座などの付帯設備の設置、さらに老朽化が著しく利用頻度が低い公衆トイレの廃止としてございます。

整備の状況につきましては、4番のところに記載をしておりますが、洋式便器を有する施設数の割合は36.4%から75.2%、それから洋式の便器数の割合は30.9%から53.5%になりました。そのほかの整備状況につきましては、記載のとおりでございます。

また、当計画に基づく整備に要した費用は約1億3,700万円でございます。

○委員長

「小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務委託に係る事業者選定について」

○（生活環境）環境課長

小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務委託に係る事業者選定について報告いたします。

地域再エネ導入戦略とは、再生可能エネルギー導入の方向性や基本方針を定め、将来ビジョンや脱炭素シナリオを策定するものであります。これを策定するためには、専門的かつ網羅的な調査、分析能力と企画提案能力などが求められることから、業者選定につきましては、公募型プロポーザル方式を採用いたしました。

採点項目と配点につきましては、業務経歴の項目が15点、実施体制等の項目が15点、価格の項目が10点、企画提案は四つに分けておりますが、一つには、地域特性に関する項目、次に、分析・検討手法に関する項目、次に、温暖化実行計画に関する項目、次に、会議などに関する項目の4項目について、各15点ずつの計60点とし、合計100点満点といたしました。

本年6月17日に本業務に係る募集を公告したところ4者から応募があり、7月15日に5名の評価選定委員によるヒアリングを実施し、評価した得点は順に、1番が364点、2番が340点、3番が274点、4番が269点となり、1番の北電総合設計株式会社を最適提案者とし、8月19日に契約締結したところであります。

○委員長

「小樽市内における新型コロナウイルス感染症発生状況について」

○（保健所）次長

令和4年第2回定例会以降の経過について御報告いたします。

資料を御覧ください。

本市における陽性者、行政検査数等の状況についてですが、まずこれまでの累計陽性者数は令和4年9月21日公表分までで延べ1万4,731名であります。21日時点での入院患者数は22名、宿泊療養はゼロ、自宅・施設療養は209名、死亡された方が85名となっております。自宅療養につきましては、8月中は1,000人を超える日が多くありまし

たが、現状としては大きく減少している状況にあります。

月ごとのグラフですが、今年の7月中旬以降、急激に感染者が増加し、8月10日には1日の公表者数としては最大である213人となるなど、8月の1か月だけで4,217人となり、これまで最大であった今年2月の1,585人の倍以上となりました。8月下旬からは減少傾向となっており、9月は21日公表分までで1,146人となっております。

次に、今年の6月以降、保健所が調査対象とした集団感染の状況ですが、介護事業所や医療機関などで30件となっております。8月だけでも19件が発生しており、このうち9件が現在継続中という状況でございます。

次のページを御覧ください。

この間の保健所の対応についてですが、一つ目は、陽性者登録窓口の開設です。8月25日に開設し、医療用抗原検査キットを用いた自己検査で陽性となった場合に、この登録窓口で申請を受け、陽性者として新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に登録いたします。市ホームページの申請フォームに必要事項を入力し、検査キットの種類や結果の写真、身分証明書の写真をフォームに添付し、申請していただきます。

対象となる方は、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が軽く、また安定している方、または陽性者と同居する濃厚接触者で市内在住の65歳以下の方、検査キットの結果が陽性で、かつ発症日から9日以内の方。慢性呼吸器疾患や悪性腫瘍、透析中など重症化リスクがない方、妊娠していない方、また、スマートフォンやタブレットなどの通信機器をお持ちでメールアドレスを持っていることといたしまして、この全ての要件を満たす方としております。

二つ目は、新型コロナウイルス抗原検査キットの無料配布ですが、国から配分のあった1万1,400回分の検査キットを9月2日金曜日から市内医療機関18か所、また9月9日金曜日から市内薬局11か所で配布を行っております。配布の対象者は、陽性者登録窓口の対象者と同様としております。

三つ目ですが、来週の9月26日月曜日からの実施となりますが、国の通知に基づき、全国一律で実施される全数届出の見直しに伴う本市の対応についてです。これは、医師による患者の届出、発生届の対象を以下の4類型に限定するもので、対象となる方は、「①65歳以上の者」、「②入院を要するもの」、「③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断するもの」、「④妊婦」となります。届出対象となる方には保健所から連絡を行い、症状などの確認の上、入院や自宅療養などの療養方針を決定してまいります。届出対象外の方には、保健所からの連絡は行いませんが、必要な療養期間の外出自粛などについて、検査を受けた医療機関でリーフレットをお渡しいただき、要請を行ってまいります。

また、届出対象外の方であっても、支援物資の配送や宿泊療養、パルスオキシメーターの貸出しの対象となりますが、これらを希望する場合は、陽性者登録窓口に自ら登録を行っていただきます。

発生届対象外の方を含め、体調急変時の電話相談を小樽市健康観察フォローアップセンターで24時間で対応を行います。これまで保健所で発行していた自宅療養を行った後の療養証明書は発行いたしません。医療機関受診時の領収書ですとか、処方箋などで対応をしていただくことになります。

陽性者数の公表については、届出がなされないことにより詳細な情報が分からなくなりますが、医療機関からは陽性者数の報告をいただき、全数の把握は継続することとなり、この人数を集計して公表していく予定としております。

○委員長

「新型コロナウイルスワクチン接種について」

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まず、資料を御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種について御報告いたします。

まず、オミクロン株（ＢＡ．１）対応の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、９月６日の国のウェブ説明会を受けまして、８日に第７回小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策協議会を行いまして、接種体制などについて検討いたしました。本ワクチンの対象は、初回接種を完了した１２歳以上の全ての方とされておりまして、本市では９月２８日から接種券をお送りするため、同日から接種は可能となっております。

接種体制につきましては、これまでと同様に、委託医療機関における個別接種、施設などへの巡回接種、ウイングベイ小樽を会場に１０月から集団接種を予定しております。

国から本市に配分されるワクチンにつきましては、９月１６日付の北海道の事務連絡によりますと、１０月１６日までの間にモデルナ社製とファイザー社製ワクチンを合わせて２万９,６２０回分配分されることになっております。モデルナ社製ワクチンは１８歳以上、ファイザー社製ワクチンは１２歳以上の方に使用していきます。

なお、インフルエンザワクチンとコロナワクチンは同時接種可能となっております。

次に、５歳以上１１歳以下の３回目接種につきましては、９月６日から接種が可能となり、同日付で５歳以上１１歳以下のワクチン接種につきましては、努力義務となりました。

３回目接種の対象者は初回接種完了後、５か月以上経過した方です。接種券は９月１４日に約４７０人の方に送付し、１５日から接種開始となっております。接種券は順次毎週送付いたします。９月７日現在８６４人が対象となっております。

委託医療機関は、大橋内科、小樽協会病院、小樽市立病院、すみえ医院、つだ小児科の計５か所で接種を行っております。

報道機関、市ホームページ、関係機関等を通じて周知を進めてまいります。

次に、接種率につきましては、３回目は全国、北海道より高く、４回目の６０歳以上の接種率は、全国、北海道より低い状況でございます。

ワクチン接種証明書、通称、ワクチンパスポートにつきましては、昨年の７月２６日から本年９月２０日までの期間に５２６件、コンビニ交付につきましては、本年７月２６日から９月２０日までの期間に１４件、そのうち市外のコンビニ利用者は４件でございました。

○委員長

「敷地内保険薬局設置に係る進捗状況について」

○（病院）事務課長

令和４年第２回定例会以降の敷地内保険薬局設置に係る進捗状況について報告いたします。

当該事業の優先交渉権者である株式会社アインファーマシーズと令和４年６月１７日付で事業用定期借地権設定契約のための覚書を締結し、６月２９日付で借地借家法に基づく公正証書による契約を締結しております。契約期間は令和４年７月１日から令和２５年３月３１日までとしております。

工事関係につきましては、７月１５日より敷地内保険薬局設置場所となります身体障害者用屋根付き駐車場４台分と階段、スロープの解体工事を開始し、８月２５日に終了しております。この屋根付き駐車場の解体工事に伴い、当院正面の南小樽駅側の駐車場を身体障害者用駐車場とし、８台分の屋根付き駐車場及び屋根付き通路の新設工事を行っております。

本体の工事については、確認申請が８月２４日に許可されたことから、９月１日に着手しております。当初、年度末である令和５年３月末の完工を予定しておりましたが、建築資材の入手が遅れていることなどから、現在のところ令和５年４月下旬の完工との連絡を受けております。

○委員長

「紹介制導入の検討開始について」

○（病院）患者支援センター主幹

紹介制導入の検討開始について御報告いたします。

まず、資料1ページ目を御覧ください。

導入の目的ですが、国が進めている地域包括ケアシステムでは、日常の医療はかかりつけ医や地域の連携病院が担い、病気になった際の入院等を急性期病院が担うという位置づけになっております。

当院は、地域の基幹病院として専門的な医療を提供する急性期医療を担っておりますが、地域包括ケアシステムで想定している医療機関の役割分担が進んでおらず、病状の程度を問わず多くの患者が当院に来院しており、待ち時間の長さや職員の疲弊が問題となっております。この現状が続きますと、外来患者に忙殺され、専門的なスキルを生かせない病院というレッテルを貼られ兼ねず、新たな医師確保にも影響を及ぼすと考えております。

また、限られた医療資源を効率的に活用していかなければ、今後、患者減少に伴う地域の診療所の廃業、高齢者の医療需要が高まる一方で、担い手となる医師や看護師など、若手医療従事者の不足等が想定されることから地域の医療提供体制が維持できなくなるという懸念があります。

地域の医療提供体制を維持するためには、まずはかかりつけ医に診察していただき、必要に応じて症状に適した医療機関を紹介してもらうという医療の効率化が必要であり、患者の受診行動を変えていかなければなりません。当院はこれら地域医療体制を維持するための取組を推進し、将来にわたり救急医療を含め、本来果たすべき役割を担っていくため、一部の診療科において、紹介制の試行を開始し、外来診療の紹介制の導入を検討いたします。

資料2ページ目を御覧ください。

紹介制とは、当院での初診時に地域のかかりつけ医等からの紹介状を持参していただくことを原則とする制度です。紹介状があると、病状や治療経過等の医療情報が引き継がれ、問診や初診にかかる時間が短縮されるほか、検査の重複なども防げます。

また、かかりつけ医に専門的な診療の必要性を選別してもらうことで、効率のよい検査や治療を受けることができるというメリットがあるものであり、当院でも紹介制の試行といたしまして、10月3日より、消化器内科において、初診時には地域のかかりつけ医等からの紹介状を持参していただくことを原則とさせていただきます。

また、予約等がなく直接来院される初診患者の方については、医師、看護師等がトリアージを行い、緊急性が高いと判断された場合には、速やかに診療を開始するとともに、緊急性が低いと判断した場合には、地域の開業医を紹介させていただくか、日を改めて診察予約をお取りいただくことになります。

なお、平成29年に策定した新小樽市立病院改革プランにおいても紹介制の推進を取組方針として掲げており、今回の取組と合致しているものです。

資料3ページ目を御覧ください。

今後につきましては、紹介制の試行後、課題や問題点等を把握した上で、実施する診療科や対象外とすべき患者などを検討しながら、地域に即した紹介制を無理なく構築していきます。

なお、将来的には紹介制を進めながら紹介率、逆紹介率を向上させ、後志圏域で初となる地域医療支援病院指定に向けて取り組んでまいります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第23号について」

○（病院）事務課長

議案第23号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正の趣旨は、小樽市立病院の診療科目として、腫瘍内科を新設するものです。腫瘍内科は、がん診療が高度化の中で重要性が認識され、大学病院やがん専門病院、総合病院には診療科として広まっております。当院は、令

和3年に小樽・後志地域で唯一の地域がん診療連携拠点病院に指定されており、地域で中核的な役割を担い、住民の皆様に信頼される質の高いがん治療を提供する必要があることや、がん治療認定医の資格を有し、抗がん剤治療などの薬物療法を専門に行う医師を採用したことで診療を行う体制が整いましたので、当院の標榜診療科に腫瘍内科を令和4年11月1日付で新設するものです。

なお、当院の腫瘍内科では、主に胃や大腸などの消化器系のがん治療を担当することとしております。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○山田委員

それでは、保健所及びワクチン接種に関連して2点お聞きいたします。

◎新型コロナウイルス感染症療養期間について

まず、国が新型コロナウイルス感染症療養期間の短縮をされました。有症状の場合や無症状の場合、特に注意点があればお聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

療養期間の短縮ということで御質問いただきました。従来、有症状者の場合には、発症日から10日間かつ、症状軽快後72時間をもって療養解除というところでしたが、これが今回の改正で、発症日から7日間かつ、症状軽快後24時間経過したというところで、8日目から解除するということで変更になってございます。

また、無症状者につきましては、従来は検体採取日から7日間で療養解除だったのですが、基本スタンスは検体採取から7日という部分は変わらないのですが、5日目に検査キットで陰性が確認された場合には、翌日の6日目から療養は解除できるということに変更になってございます。

なお、有症状者の場合には、従来の療養解除になった後の10日目までにつきましては、高齢者などの高リスクの重症化のリスクがある方との接触を控えていただくなど、自主感染予防行動を取っていただくこととされております。

○山田委員

そういう短縮した場合には、いろいろ注意点もあると思います。特に高齢者の場合に、慎重な行動が取られるわけなのですが、そのときのリスクに対する注意点、こういうふうにしたほうがいいというものがあれば、もう少しお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

高齢者と接するときの注意点というところなのですが、高齢者の方とかが集まるといいますか、入所する施設ですとか、そういうところに不要不急の訪問をしないですとか、陽性になられて療養解除になられた方、自らも検温などをしていただきまして、日々の健康状態のチェックをしていただくということに注意していただきたいと思ってございます。

○山田委員

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

次に、ワクチン接種についてお聞きします。

国では、新たなワクチン接種の間隔が出たようです。その場合に、ワクチン接種の間隔は聞くところによると5か月から3か月、その期間を過ぎれば次のワクチンが打てるという、そういうようなことを聞いておりますので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ただいまの御質問にお答えいたします。オミクロン株に対応したワクチン接種の間隔につきましては、現在5か月でございますが、これを短縮する方向で国では検討をされておまして、10月末までには結論を出すということになってございます。

○山田委員

まだこういうような話、お考えが出ているということで、10月にならないとなかなか決まらないということですが、特に年末を迎えるとインフルエンザなどの流行も気になるのですが、そういうところについての注意点、懸念する部分があればお聞かせください。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

これからインフルエンザも流行するというので、インフルエンザのワクチン接種も10月1日から始まっていくというふうにお聞きしておりますけれども、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方が流行しないようにということで、市民の皆様には新型コロナウイルス感染症のワクチンとインフルエンザのワクチンを同時に受けられるということも周知をしておりますし、あとは別々という方ももちろんいらっしゃると思いますけれども、まずは予防できるものはワクチンを接種していただいて、重症化も含めて予防していただくということになるかと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルス感染症対応について。

保健所から出されている文書によると、全数届出の見直しへの対応についてということですが、今までの全数把握とは内容が違うと思うのですが、今後の全数把握というのは何が違ってくるのかというのを整理してお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

全数届出の見直しというところですが、従来ですと、陽性になられた方は皆さん発生届というものが医師から提出されておりました。従来はこれで全数把握できていたという形なのですが、今後につきましては、発生届の対象者となるのが四つの類型に含まれる方ということで、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、治療薬の投与または酸素投与が必要となる方、妊婦の方というような四つの類型に当てはまる方のみが発生届の対象となります。

全数把握なのですが、各医療機関で検査をして、陽性になられた方全ての発生届が出てきていた従来とは変わってくるということになってございます。

○丸山委員

それで、保健所から「新型コロナウイルス検査を受けた方へ」という検査を受けた後、結果を受けてどのようにしていただくかということを案内する文書が出されておりますけれども、こうした文書については、感染の不安を感じて、自分で無料配付の検査キットを活用して、自己検査などをした方全員について、こういった案内文書が手

渡されるのかどうか、確実に案内文書が渡されるのかどうかというところを確認させてください。

○（保健所）健康増進課長

チラシにつきましては、医療機関で配布することを意図としておりますので、検査キットの自己検査で陽性になった方につきましては、検査キットの中にリーフレットを入れておりまして、症状的に重くない方であれば、インターネットで陽性の登録をしていただくということになってございまして、そちらについては、市のホームページにももろもろの部分記載されてございますので、そちらを見ていただくというようなことになってございます。

○丸山委員

そうすると、無料検査キットを受け取る薬局でも用紙が配布され、キットの中にもリーフレットが入っているし、市のホームページでも周知をするということで、感染の不安を感じて自分で検査をした人も、こうした情報提供を利用して、陽性だった場合には協力をいただくということで、そういったことで全数把握をしていくということなのだと思います。

それで、自分で検査をして陽性になって、小樽市健康観察フォローアップセンターで登録するわけですが、そのときにどういった情報が必要なのか、何を登録するのかというのもお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

初めに、先ほど委員がおっしゃいました薬局でチラシを配るというところは想定してございません。医療機関を受診して、検査を受けた医療機関で配っていただくということを想定してございます。

小樽市健康観察フォローアップセンターで陽性者登録をする場合の項目ですけれども、住所、名前、生年月日、年齢ですとか、基本的な情報以外に、実際にキットを写真で撮っていただきまして、陽性になっているということが確認できる写真も添付いただくというような形になってございます。

○丸山委員

もし陽性になったら、そういった写真も必要なのですよというのは、しっかりと周知されているということでしょうか。誤って捨ててしまったとか、そういうことがないように周知されるということでよろしいでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

キットの中に入っているリーフレットにその辺の取扱いといいますか、やり方も含めて記載されておりますので、大丈夫だと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

ありません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

それでは、保健所所管の部分に関して、新型コロナウイルス感染症関連ではなくて、大変恐縮ではあるのですが、幾つか伺いできればと思います。

◎健康寿命延伸について

代表質問で人口減少対策について伺ってまいりました。社会の変化によって、行政ニーズも複雑化する中で、人

口も減っている。特に子供が減って高齢化率が高くなっていくということで、今の日本の状況がどうなっているかというと、平均年齢ではなくて、年齢の中央値で見たときに、大体48歳くらいであると伺いました。ここで、定年延長などの動きも出てきて、いわゆる現役世代といわれる層が広がっていくということも確かなのですが、そうした意味で年を重ねても、望めば働き続けられるようにという観点では、健康であり続けることが重要となってきます。ということで、健康寿命延伸ということをテーマにして本日伺いをしたいと思うのですけれども、まずは保健所所管の部分でお聞きをします。

最初に、本市の健康寿命と平均寿命の差についてのデータ、加えて、全国のものと比較して、本市の傾向などについて、読み取れる部分をお示しいただきたいと思うのですけれども、こちらはいかがでしょう。

○（保健所）健康増進課長

ただいま健康寿命と平均寿命の差について、本市の状況と全国の状況ということで御質問をいただきました。

本市の寿命についてなのですが、少し古いデータで申し訳ないのですが、直近のものでは平成27年のものになります。平成27年のデータになりますが、男性の健康寿命につきましては、79.08歳、女性の健康寿命につきましては85.14歳、次に男性の平均寿命ですが79.7歳、女性の平均寿命については86.3歳、平均寿命と健康寿命の差ですけれども、男性については0.62ポイント、女性についてが1.16ポイントという差になってございます。

全国の数値というところなのですが、本市と全国で算出の方法が少し違っているものですから一概に比較はできませんが、令和元年の数字で申し上げます。令和元年の男性の健康寿命については72.68歳、女性の健康寿命が75.38歳、平均寿命は男性が81.41歳、女性についてが87.45歳となってございまして、平均寿命との差につきましては、男性が8.73ポイント、女性についてが12.07ポイントとなっております。傾向としましては、国も小樽市ともに延伸傾向となっております。

○高橋（龍）委員

今お示しいただいたところで、市と国を単純に比較したときに、数値と大分差があると。算出の方法が違うということだったので、かなり開きがあるもので、どう違うのかということをもう少しお聞かせいただけないですか。

○（保健所）健康増進課長

国の算出方法と小樽市の算出方法はどこが違うのかということですが、健康寿命について小樽市は、日常の生活動作が自立している期間の平均というような算出の方法としておりまして、介護保険の要介護で要介護2から5を不健康な状態とみなしまして算出してございます。

一方、国につきましては、日常生活に制限のない期間の平均という算定方法になってございまして、日常生活の動作、起床、衣服の着脱、食事、入浴など、これと外出、仕事、家事、家業、運動などに健康上の問題が何か影響のある場合を不健康な状態とみなしまして、算出しているような状況になります。

○高橋（龍）委員

どちらの算出方法が正しいとか、正しくないとかという話ではないのですが、違う方法の算出をしているということに何か意味はあるのでしょうか。

それと、先ほどお答えいただいた小樽市の算出方法ではなく、国の算出方法と同じやり方でやってみたデータはないのでしょうか。

○（保健所）次長

今お話ありました算定方法の違いなのですが、国の方式を取ろうとしたときに、先ほどお話しした日常生活動作の状況を把握するためには具体的にそれぞれの市民の皆さんからアンケートを取らなければならない。そうしないと、日常生活に支障があるかどうかということを実際に聞いてみなければ、数字が取れないということで、小樽市で大規模な調査をした経過がありませんので、先ほど言った小樽市の方法はある意味簡易な方法で、まずは

算出してみようということで出した数字になります。

当時の小樽市の算出方法と、ある程度たったときに算出をした方法を同じ方法で算出すると、やはりその差は出てくると思いますので、そこで比較しようということで考えたものであります。

○高橋（龍）委員

やはりそこが同じラインでそろっていないと、なかなか比較もしづらいなと思っての御質問でした。

話を戻してお聞きをしていくのですけれども、人口減少や少子高齢化が課題であると言われて久しいですが、そもそもなぜ問題かという、年金や医療費に関して担い手が少なくなってしまう。つまりお金の問題が一つありますと。

次に、介護等の人手が足りないということ。これも賃金等の待遇面というふうにと考えると、やはりお金の影響は大きいということだと捉えています。

人手に関しては、まさに、今DXで乗り越えられる部分も少しあるのかと思っていますが、大きく効率化できるようになるためには、まだ時間が少しかかるかとも思っています。となると、やはり御高齢であっても、健康でいていただいて、ある側面では支えられつつ、支える側にも回っていただくということが望ましいと考えます。これは、老老介護のようなことを強いるみたいな話ではなくて、個々の能力を生かしましょうという考え方です。

これは、地域福祉計画の考え方にも近いのかと思っていますが、支える側、支えられる側というふうに明確に分けるのではなくて、それぞれの役割を果たす中で、お互いさまで支え合うという理念と通ずるものだと考えています。そうして、社会の中での役割というのをそれぞれが担っていくためには、やはり長く元気でいただくことは、本人や御家族のみならず、地域としても大切であると捉えています。そのため、健康寿命の延伸は、全国各地で様々な独自の取組というのも見られますし、これまでも本市で取り組んでいるとは認識しています。

その健康寿命延伸の施策がどのようなものを行ってきたのかということでお聞きをしたいのですが、健康寿命の延伸を目的として行われた事業について、例示のような形で幾つか挙げていただくことをお願いします。

○（保健所）健康増進課長

健康寿命の延伸というところを目的として実施した事業ということですが、第7次小樽市総合計画の中でも健康づくり施策の推進ということで位置づけてございます。この中で、がんや生活習慣病予防法の啓発というところに着目しまして、がん検診をはじめとする各種検診を進めていくこと。また、受動喫煙防止を推進していく。そのほかには、生活習慣病予防のための運動の必要性について、皆さんを啓発していくということなどを推進してございます。

○高橋（龍）委員

では、今挙げていただいたそれらの事業がどのように健康寿命延伸に寄与すると考えて推進をされてきたのかということをお聞きしたいと思います。どういうことかという、これが国の方向性に従って基本的に事業をやっていますということなのか、研究から効果が認められていますということなのか、きっと効果があるはずだということなのか、根拠をお聞かせいただきたいと思うのです。先ほど挙げていただいたことは、かなり大きな取組の話だと思いますから、質問とお答えがなじむものなのかどうかはあれなのですが、まずその点をお聞かせいただければと思います。

○（保健所）健康増進課長

国のエビデンスなり、方向性に従ってということなのですが、国では各種エビデンスを持っていますので、そちらの方向性にも従いまして進めているような形になります。

まず、がん検診につきましては、がんを早期に発見していただいて、早期に治療にかかっているということが挙げられます。

受動喫煙防止につきましては、健康増進法の改正もありまして、市内でも多くの施設で室内が禁煙となっており

いまして、受動喫煙がない環境となってきました。

また、運動の必要性の啓発としましては、健康教育の推進の部分もありますけれども、小樽市としましては、健康づくりウォーキングというものを推進してございます。この成果もありまして、市内ではウォーキングに励んでいる人たちも見られているような状況にございます。これらのものは全て、寿命の延伸につながっているものと考えてございます。

○高橋（龍）委員

もう少し具体的なことをお聞きしたいと思うのは、それらの施策がどんな効果を生んでいるのかということなのですが、事業の取組を始めた前後でどのような変化が見られたのかということをお聞きしたいと思うのですが、何かデータ等を基にしてお話しいただけることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

事業をやった前後の変化というところなのですが、データとして持っているわけではないのですが、例えば先ほど申し上げました健康づくりウォーキングについてなのですが、この健康づくりウォーキングはストックを持って歩くノルディックウォーキングのことなのですが、市では、これを指導できるようにウォーキングサポーターの養成というものをやっております。毎年ここからサポーターが育っていったような形はなっておりますので、サポーターが地元の地域に戻っていった活動をしていただくというところで、活動の広がりが見られているということが挙げられると思います。

また、個人としましては、ウォーキングをすることによりまして、機能低下の予防に役立っている部分もありますし、運動することで生きがいを見いだしたり、心の健康を保ったりということが挙げられると思います。

○高橋（龍）委員

保健所に対しての質問はここまでとさせていただくのですが、最初にお答えいただいた健康寿命と平均寿命の差というところを見たときに、本市においては、男性で健康寿命が79.08歳、平均寿命が79.7歳と0.62ポイント差ということで、本市という健康ではない期間というのが非常に短いわけです。1年にも満たないというか、半年少しぐらい。女性に関しても健康寿命が85.14歳で平均寿命が86.3歳ということで、これもやはり1年ぐらいしか健康ではない時期がないということになっていて、国での男性8.73ポイント、女性の12.07ポイントというところを比べたときには、この8年ないし、12年というのをどうやって縮めていこうかということを施策として展開しやすくなると思うのですが、今の市の算定の方法であれば、そこに取組をしたとしても少し効果が見えづらいと思うのです。

なので、できれば先ほどおっしゃっていたように、国の算定の方法と同じようにできるようにアンケート等をぜひこれから進めていただきたいと思います。これは、要望ですから、お答えは結構なのですが、ぜひ進めていただければということを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

自民党に移します。

○松岩委員

◎共同親権の実現について

離婚別居後の共同養育支援について、一般質問で行った部分を掘り下げて質問させていただきます。

まず一つ目、共同親権の実現についてであります。

認識の確認として2点伺います。単独親権について、本市の認識、見解をお示してください。

○（こども未来）こども福祉課長

単独親権についての市の認識、見解ということでございますけれども、現在、日本では、夫婦が離婚した場合には、離婚後の親権は父母のどちらか一方に親権を定めて、他方には親権を認めない、こういう考え方に立っております。

単独親権の場合ですけれども、子育ての意思決定をしやすいという声もございます。ただ一方で、親権を失った親が養育に関わりにくいのではないかという声もあるものと認識をしております。

○松岩委員

同様に、共同親権について、本市の認識と見解をお示してください。

○（こども未来）こども福祉課長

共同親権についての市の認識、見解ということでございますけれども、子供が未成年の場合、婚姻中は父母が共同で親権を行使することになりますけれども、父母が離婚した場合は、先ほどもお話ししましたとおり現状の日本では単独親権ということになりますので、離婚後は共同親権を取ることができないものと認識をしております。

共同親権につきましては、現在国において、導入についての議論が行われているところでございますけれども、市としましては、国の議論の行方を注視していきたいと考えており、共同親権の場合につきましては、円滑な面会交流ですとか、養育費の支払い確保、こういったことが期待されるという声がありますが、一方でDVですとか、児童虐待、こういったものが家庭にあった場合に、被害の継続であったり、拡大といったことが懸念されますので、慎重に検討すべきという声があるということも認識をしております。

○松岩委員

今、単独親権と共同親権の本当に一般的な日本国内における認識や見解を市として示していただいたと思います。

それから、一般質問の本答弁の中で、共同親権の実現については、単独親権と共同親権に対する見解について、離婚に至る経過やその後の親子の状況が、個々に異なるということでしたが、具体的に異なるとする状況の例示をしてください。

○（こども未来）こども福祉課長

離婚に至る経過やその後の親子の状況、個々に異なるとする具体的な例示ということでございますけれども、あくまでも一例としてお示ししますと、例えばある夫婦であれば、お互いに円満に十分に話し合いができる状況であって、お互いに納得した上で最終的に離婚に至る。こういった状況の夫婦もあるでしょうし、一方で、当事者の間でお互い感情的になってしまいまして、全く話し合いができない状況になって、結果的に家庭裁判所に離婚調停を申し立てて、長い期間をかけて離婚に至る、そういった状況の夫婦も例としてはあるのではないかと考えております。

また、一方が配偶者からDVを受けているという状況の夫婦ですとか、児童虐待がある御家庭、そういった状況の家庭が夫婦の離婚に至る場合もあると思いますので、それぞれの家庭によりまして、離婚に至る過程が異なりますので、それぞれの状況に合わせて離婚後の親子の状況も個々に異なるものになると考えています。

○松岩委員

本市はこれらに関する答弁で、いつも子供の最善の利益となるように努めるとあるのですがけれども、確認ですが、これは誰にとっての子供の利益なのでしょうか、子供自身にとっての最善の利益か、一方の父母についての利益か、市や行政にとっての子供の利益か、どれですか。

○（こども未来）こども福祉課長

誰にとっての子供の利益なのかという御質問でございますけれども、これは市にとってですとか、どちらか一方の父母にとってということではなくて、あくまでも子供自身にとっての最善の利益であるというふうに考えております。

○松岩委員

そうしましたら、親権制度の内容が子に与える影響はどのように考えて、また、その最善の利益は変わると考えるか、伺います。

○（こども未来）こども福祉課長

親権制度の内容が子供に与える影響ということですが、こちらに関しましては、単独親権、共同親権、それぞれにメリットとデメリットがあると考えておりますので、子に与える影響というのは個々の状況によってケース・バイ・ケースではないかと考えております。

ですので、一律的に親権制度の内容で子供の最善の利益が変わるかどうかということをして市として判断することは難しいものと考えております。

○松岩委員

それから、親権制度の在り方を踏まえた子育て支援策の展開について、一般質問の本答弁では、いずれの親権制度においてもこれまでと同様に子供の最善の利益となるように努めるとありますが、単独親権と共同親権で同じ子育て支援策を展開されるおつもりか伺います。

○（こども未来）こども福祉課長

単独親権と共同親権で同じ子育て支援策をするのかどうかということでございますけれども、単独親権であっても、仮に共同親権であったとしても、子供にとって最善の利益となるように、どういった支援が必要になるかという視点を持つことが一番大事だと考えておりますので、そういった視点を持って政策を展開していくことが重要だと考えております。

現在、親権制度がどのような形になるか国で議論が行われておりますので、市としては議論の行方を引き続き注視していきたいと考えております。

○松岩委員

状況も個々に異なることなので、一概にどちらの親権制度が子供の最善の利益につながるのかというのを判断するのは難しいということを常々答弁いただいておりますけれども、判断が難しい中で判断していくというのが政治や行政の立場でありますので、本当に難しいこと、答えにくいことをあえて聞いているというのは重々承知なのですが、判断が難しいとする具体的な場合を例示していただきたいと思います。

○（こども未来）こども福祉課長

判断が難しいとする具体的な場合の例示ということでございますけれども、例えば現在の単独親権制度であったとしても、夫婦間で離婚後の子供との面会交流の頻度ですとか、養育費の支払いですとか、そういった離婚後のことについて、きちんと取決めがされた上で、離婚したケースであれば、子供の最善の利益につながるという場合もあるでしょうし、反対に、仮に共同親権だと仮定した場合に、夫婦間で子供の教育方針などに意見の相違があるケースなどで考えますと、親権の交渉をめぐって、子供の教育方針を決めるたびに双方が互いに対立して、結果的に子供の最善の利益にはつながらないような事例というのも想定されるのではないかと考えております。

○松岩委員

それと、この項最後に改めて、本当にしつこいようですが繰り返し伺いますけれども、単独親権と共同親権、どちらが子供の最善の利益につながると思うか、答弁が繰り返しになっても構いませんので、お答えいただきたいと思っております。

○（こども未来）こども福祉課長

先ほども具体的な場合を例示してお話させていただきましたけれども、単独親権と共同親権のどちらが子供自身の最善の利益につながるかに関しましては、やはり一概にどちらがつながるといふふうに判断することは難しいのではないかと考えております。

繰り返しになりますけれども、市としましては、今後の国の親権制度の議論の行方を注視していきますけれども、子供自身にとって何が一番利益になるかという視点を持って、個々の状況に応じた対応を行っていきたいと考えております。

○松岩委員

◎夫婦や家族に関する相談について

二つ目の質問に移ります。夫婦や家族に関する相談についてであります。

こちら、一般質問で庁内の関係部署間で意見交換等を行ったということなのですが、まずその協議の状況について伺いたいと思います。

○（こども未来）こども福祉課長

第2回定例会以降の協議の状況でございますけれども、まずは随時になりますけれども、こども未来部内で協議をいたしまして、また、生活環境部の関係部署との間でも意見交換等を行っております。その後、部内の協議内容ですとか意見交換の内容を踏まえまして、本年9月上旬に庁内の勉強会を開催したところです。

庁内の勉強会には、こども未来部からは、こども福祉課とこども家庭課、生活環境部からは、戸籍住民課、男女共同参画課、生活安全課、それから、福祉保険部から福祉総合相談室が参加をしております。

○松岩委員

それと、協議の内容についてもお聞かせいただきたいと思います。

○（こども未来）こども福祉課長

協議の内容につきましてですが、こども未来部内での協議や生活環境部の関係部署との間では、まずは市としてどのような相談受付体制が可能なのかということを事前に意見交換を行いました。

それからその後、9月上旬に行った庁内勉強会ですけれども、こちらの中では、夫婦や家族、家族といっても特に親子関係になりますけれども、そういった相談があった場合に、望ましい相談体制の在り方ですとか、そういったことを市のホームページ上で、より分かりやすい窓口の周知方法はこういった方法なのかというようなことについて協議を行ったところです。

○松岩委員

それから、暫定的な対応として、市のホームページで市の相談窓口の欄を設けるという対応が年内に行えるということだったのでございますけれども、この暫定的な対応が年内というのは、どういう理由でこういう御答弁になったのかお聞かせいただきたいと思います。

○（こども未来）こども福祉課長

年内になるとお話しした意味合いとしましては、遅くとも年内には対応という意味でお答えしているところでありますので、市のホームページにおいて、夫婦や親子関係の相談に関する窓口についての欄を設けることに関しましては、今後速やかに準備を行って、準備ができた段階で早い時期に掲載ができるように努めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

前回定例会では全くできないものかと思っていたのですが、短い期間にいろいろと御協議いただいて、本当にありがとうございます。

それから、実際に市のホームページに相談窓口の欄を設けるということなのですが、電話やメールでの対

応というのは、担当する職員も決して法的知識を持っているわけではない中で、聞くことはできても、そこから具体的な解決策に導くという点においては、なかなか限界があるのかというのは分かっております。

また、ホームページもつくり込むというのは職員にとって作業の負担も大変大きいものになると思いますので、まずは情報が欲しいという当事者に適切な情報を提供できるような仕組みといたしましょうか、例えば他のサイトのリンクを貼るなどして、情報提供できるページを設けるということは可能かどうか伺いたいと思います。

○（こども未来）こども福祉課長

ただいまの松岩委員の御指摘のとおり、ホームページを一からつくり込むというのはなかなか作業も煩雑になりまして、結果的には時間を要してしまうことになってしまいますので、ホームページの掲載に当たりましては、可能な限り、そういった有効な情報が載っているほかのサイトのリンクを貼るなどして、有効に活用することも検討したいと考えております。

そういったことで、困り事を抱えて、まず情報が欲しいという当事者の方がホームページを見たときに、適切な相談窓口ですとか、支援の情報を得ることができるように、分かりやすい周知等、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

質問はしませんが、二、三年前に私が子供の連れ去りとか、面会交流の質問をした際に、そんなことあるのですかというような答弁が説明員から返ってきて、これは問題が大変深刻で、かつ、社会的にまだ情報が共有されていないなというのを知って、それから当事者の方々と何人もお会いして、この2年ぐらい毎定例会ごとに、これに関連する質問をなぜか私がずっとしているという状況なのですが、そのときに比べれば、小樽市も相当前向きに対応をいただいていますし、今回の質問においても、できるやり方を常々模索していただきながら、今日の質問も答弁いただいておりますので、小樽市は比較的やってくれているほうの自治体だということをしっかりと私もお伝えしたいと思いますし、小樽市にできて、ほかの自治体にできないことは絶対ないと思いますので、この輪が広がればいいなと思っております。

○山田委員

◎町内会支援について

それでは、町内会支援について、その後の経過についてをお伺いしてまいります。

現在、小樽市総連合町会に加盟している149の町内会では、役員、部員などを構成する年齢層が高く、昨年実績で町内会長では70歳以上が半数以上、80歳以上が約3割、その他の2割の中には90歳以上の町内会長がいて聞いております。この中で、町内会長1人で回覧物の配付や資源回収などの事務をはじめ、市や社会福祉協議会からの配付物やアンケートの受け取り、回答などを行っているとお聞きしております。この町内会役員の高齢化が進み、若年者への引継ぎができない状況で、このまま放置すると、5年、10年後には存続が危ぶまれる町内会が続出すると、私や総連合町会は、危機感を募らせています。

最初に、町会活動支援員制度について、活動の現状や内容など、支援町内会数などお示してください。

○（生活環境）小山主幹

支援員の主な活動といたしましては、総会や役員会への出席、町内会の行事、例えば資源物回収などの参加、それと市の事業に対する要望等についての取り次ぎなどがございます。

なお、本年9月1日現在で10町内会に配置されております。

○山田委員

10町内会だけですな。

次に、この制度が始まって15年が経過すると思います。町内会の希望する要望に応えられていないと、ほかの多

くの町内会からもお聞きしています。今までは町内会役員と市職員が1対1で対応していたと思います。お互いに多忙な仕事をしている中、打合せができないことや時間がかかるなど、いろいろと問題があったと思います。

そこで、学校単位や連合町会単位の対応や支援する側のチーム編成、また、これに対するサポーターなど、職員の居住先や得意分野に合わせた方法はないのか、その点をお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

今後、町会活動支援員制度を見直す予定でございますので、その際にどのような制度がいいのかを検討したいと考えております。

○山田委員

次に、今回、代表質問で我が会派の濱本議員の質問で、町内会の実態調査を行うという答弁がございました。

最初にお聞きしますが、昨年度、市と総連合町会の会合があつて、このときには市補助金の引上げとともに、役員の高齢化や後継者不足の深刻な問題を懸念して、今後の町内会の在り方を検討する会議を設けるとお聞きいたしておりましたが、昨年度開催の市と総連合町会の会議では、お話が出なかったのかお聞きします。

また、今年度、総連合町会から理事に対して、単位町内会に実態調査を行ったと聞いています。これをたたき台にして、さらに現実に即した対策を取ってはいかがですか。そこで、さらに現在ある情報の共有化についても、市の考え方をお示してください。

○（生活環境）小山主幹

今の町内会の実態につきましては、いろいろな会議の中等でお話をお伺いしております。

二つ目の質問としましての実態調査の関係ですけれども、今回、市では町内会の課題等を把握するためにアンケート調査を実施いたしますけれども、作成する際には、総連合町会で実施した実態調査の項目や、その結果等も市に情報提供をしていただいた上で、それを参考にして、本市のアンケートを作成したいというふうに考えております。

○山田委員

次に、各部署では各部それぞれでアンケートを作っていますという、そういう話もありましたが、各連合町会の窓口、もしくは各町内会に配る場合、市の組織の中では縦割りの組織のため、ほかの部署で何を行っているか、知る由もないと考えています。

そこで、窓口をどこかに統一して、配送日を設定して、各連合町会、単位町内会に配る方法はないものか、町内会役員の繁忙軽減について、お考えをお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

市の各部署からのアンケートにつきましては、担当課が随時町内会に発送しているのが実態であります。町内会側の負担があるとお聞きしましたので、市の窓口の問題、それと締切日の設定が可能かどうかにつきましては、市及び町内会双方に意見をお聞きしたいと考えております。

○山田委員

本当に実際町内会の役員を見ていると、これを言ってしまったら何なのですが、やはり、高齢化で記憶力が悪くなって、物覚えが悪い、回答をしたのか、受け取ったのか、それすらもできないような町内会もあるのです。これが、今の小樽市の状況だと私は思っています。

そこで、今年度、総連合町会の予算が増額されました。そういった意味では、今までの消費税の増額や世帯数の減少で単位町内会に関わる予算、企画、こういうような額が減っている中で、町内会としても一安心をしているところでは。

そこで、市とつながる小樽市総連合町会事務局では、各町内会の情報発信の充実が重要と考えています。町内会活動の例では、例えば水族館の親子遠足、親子で海水浴、これからの季節になりますが、リンゴ狩り、そして、ほ

かの町内会から聞くところによれば、3年ぶりの盆踊りなどされたとも聞いております。このような各町内会の情報発信について、市ではどういうふうにお考えなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

今お話いただきましたが、例えばですが、各町内会で開催する、高齢者の交流事業であるサロン事業や地域の祭り、盆踊りなど、様々な町内会活動について情報発信をすることで、皆さんに町内会活動を理解していただき、さらには町内会に加入して活動に参加される方が増えることも期待できると思いますので、市としてもこのような情報発信が必要と考えております。

○山田委員

どうしてこういう質問をするかという、新しく転入してきた方が町内会に入って何かメリットはあるのか。また、ある人からはほかの地域から引っ越して来たときに、あなたの町内会は何をやっているのか分からない、こういう意見を聞くのです。ですから、町内会活動では、街路灯をつけたり、老人と若者の交流もやっているし、今はコロナ禍でやっていませんけれども、盆踊りもやっていましたよ、そういった情報発信がないと、なかなか町内会に入ってもらえないので、こういう質問をしています。

そこで、町内会の支援について、どのような施策ができるのか何点かお聞きしてまいります。

全国的にこのような施策の上段には、まず自治基本条例が存在し、下部に様々な施策があると聞いています。道単位でも北海道市民活動促進条例があり、県単位では青森県から長崎県まで同様、市では札幌市から熊本市まで27自治体の町内会支援条例があると聞いております。

そこで、全国的に支援条例が出されていますが、こういうような状況をどのように捉えているのか、本市の考えをお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

小樽市でも市民や議会、市が協働によるまちづくりを進めるための小樽市自治基本条例を制定しておりますけれども、例として挙げさせていただきますと、札幌市の札幌市市民まちづくり活動促進条例で申し上げますと、町内会やボランティア団体、NPO法人等の団体等によるまちづくり活動の町内会が地域の活性化に大きな役割を果たすものと期待されており、自治体がこれらの団体の活動に対して様々な支援を行うことなどを盛り込んだ条例であるということを認識しておりまして、全国的にもこのような支援条例が制定されているということは認識しております。

○山田委員

札幌市のお話を出されたので、札幌市は札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例が出されて、今審議中と聞いています。この経緯や趣旨は、今言われたようなことでよろしいのですか。

○（生活環境）小山主幹

条例が出された経緯等につきましては、安全で安心に暮らしやすい札幌のまちを実現するために、地域コミュニティの中核を長年担っている町内会や自治会等の活躍が重要であるという一方で、先ほどもお話がありました、多くの町内会が、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの問題がある中、町内会が今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持や活動の活性化に関する基本的な考え方、市の責務等を明らかにして、市の施策の基本となる条項を定めるという目的でこの条例を制定したというふうに確認しております。

○山田委員

具体的にそういうことなのですね。

そこで最後に、本市では、この町内会支援策について、いろいろな施策をするためにアンケートなどで意見を聞くと聞いております。本当に町内会では、解決できない問題や町内の困り事、多岐にわたると思います。アンケー

トを作成するときに、ほかに意見を聞く団体、例えば、小樽市社会福祉協議会だとか、小樽市地域子供会育成連絡協議会だとか、いろいろな組織があると思います。ほかに意見を聞く団体がないのか、その点と現時点で、どのような項目を市が考えているのか、その点を聞いて終わりにしたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

今時点では、ほかに意見を聞く団体等は考えておりませんが、小樽市総連合町会事務局の意見も参考に先ほど答弁いたしました。小樽市総連合会町会の実施したアンケートのほか、それに併せまして、道内で札幌市、旭川市、帯広市、江別市、函館市等の自治体でも実施した町内会に関するアンケートの項目や、その結果についても参考にした上で、本市のアンケートの項目を決めていきたいというふうに考えております。

○山田委員

最後に、議会にも総連合町会長とのコンタクトの後、どのようなアンケートをつくるだとか、そういうこともお知らせ願いたいと思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○丸山委員

◎小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務委託に係る事業者選定について

小樽市地域再エネ導入戦略策定事業についてお聞きします。

仕様書を見ると、地域資源を活用した地域経済循環やエネルギーの地産地消など、こうした考え方を踏まえた上で再生可能エネルギー導入について、現状課題を整理して、進めていくというふうには書いてはありますが、再生可能エネルギーを導入する、移行していくというのは必要なことだと考えていますが、ただ、今まで住宅地の近くに広範囲の太陽光パネル発電が造られたり、あるいは陳情も出ていますけれども、毛無山に大規模な風力発電が計画をされていて、今、環境アセスメント中ですが、実現ということになってしまうと、やはり大きな自然破壊が伴うのではないかとということで、再生可能エネルギーの導入については慎重に考えなければいけない、対応しなければいけないということを踏まえて、お聞きしたいのですけれども、策定の方法と策定終了はいつになるのか、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

ただいま御質問の小樽市地域再エネ導入戦略策定事業でございますけれども、これにつきましては、小樽市環境審議会がございまして、こちらでの審議を予定しております。環境審議会にかけの前につきましては庁内議論が必要と考えてございますので、部長クラスの会議、さらにその前段では課長クラスの会議を予定しております。

また、環境審議会は年度内に3回ほど予定しております、そこで策定する予定でございます。終了予定につきましては、年度末の3月を予定してございます。

○丸山委員

課長クラス、部長クラスときて、環境審議会も3回やるということで。

この戦略策定の中で、市民の意見を反映させる方法というのはあるのかどうかお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

環境審議会につきましては、15名の委員となつてございますが、その中の4名が市民の方が委員となっております。

す。エントリー制度から2名と、一般公募2名ということで、4名の方がエントリーされていますので、その意見を聞くことで予定しております。

さらに、こちらの事業につきましては、広く意見を集約したいというふうに考えてございまして、委員以外の者が会議に参加するということができるというふうに規定されておまして、このたび、環境審議会の委員以外に北海道電力ネットワーク株式会社、小樽市漁業協同組合、小樽機船漁業協同組合、さらにようてい森林組合、それと小樽観光協会、この5団体から御参加いただいて、意見を伺うということで予定してございます。

○丸山委員

今お聞かせいただいた5団体というのは、環境審議会の中で御意見を聴くということですか。

○（生活環境）環境課長

環境審議会に御参加いただきまして、意見を伺うということで予定しております。

○丸山委員

環境審議会が年度内に3回行われる予定ということで、市民の傍聴というのはできるのですか。

○（生活環境）環境課長

こちらにつきましては、特に傍聴等の規定ありませんので、今のところ予定はしてございません。

○丸山委員

規定がないので、予定をしていないということなのですけれども、傍聴をしたいということであれば可能ですか。

○（生活環境）環境課長

ここににつきましては、まだ取決めがないものですから、もしそういうことを御希望でございましたら、今後検討し、整理させていただきたいというふうに考えております。

○丸山委員

要望があれば検討していただけるということは、傍聴できる可能性はあるというふうに考えていいですね。

○（生活環境）環境課長

傍聴できる可能性があるというふうに考えて結構でございます。

○丸山委員

先ほども申し上げました仕様書の目的には、エネルギーの地産地消などというふうに明記されております。自立・分散型の社会の形成を目指すという言葉も書かれておりますが、地産地消の再生可能エネルギーであるということの一つ大きなポイントだと思うのですけれども、導入戦略策定における方針というか、そういったものをお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）環境課長

このたびの事業が再生可能エネルギーの導入方向性、基本方針を定めるものでございますが、今おっしゃいました地産地消の観点は必要な観点というふうに考えてございますので、そのことを考えながら、方針等を決めたいというふうに考えてございます。

○丸山委員

これから、方針が決まるということですね。

それで、今年度中に小樽市地域再エネ導入戦略が策定されるということなのですけれども、その後の取組については、どのような予定になっているのかをお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

こちら3月までに小樽市地域再エネ導入戦略を策定いたしますが、この後目指しておりますのが、小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）、小樽市域全域の計画でございます。この戦略を策定することで、ほぼ重要な部分、内容の大事なところができるというふうに考えてございます。ですので、これが区域施策編の素案というふう

に考えてございまして、それにつきまして、4月以降、パブリックコメントを実施しまして、それで一般市民から御意見をいただいて、その上で7月の策定を目指したいというふうに考えてございます。

○丸山委員

7月に本案が策定されるということです。

専門的な内容になるので難しい内容になると思うのですが、市民の意見も取り入れる方策を排除していないということは分かりました。ただ、現在でも大規模な再生可能エネルギーの計画があつて、それについて住民が十分に理解をしているかと言ったら、それについてはかなり難しい状況だと、私は捉えております。そういった現状を踏まえての導入戦略策定を実施していただきたいと思うのですが、その辺りのお考えを最後にお聞きしていいですか。

○（生活環境）環境課長

先ほどの区域施策編というのは7月の策定を目指しているということでございます。

あと、小樽市地域再エネ導入戦略を策定するに当たりましては、当然これは計画ということで、個別の、どこに何をつくるとか、そういう計画ではなくて、小樽市域全体として目指すべき方向性という目標なりをつくるものでございます。当然今までいただいた市民の声は考慮した上で、考えていきたいというふうに考えてございます。

○丸山委員

よろしくお願いします。

◎生活保護ポスター作成について

次の質問に移りますが、生活保護の申請は国民の権利だということを広く周知を進めることについて、私、一般質問で札幌市が作成しているような生活保護の申請は国民の権利であるということを周知するポスターを、小樽市でも作成をして、周知を徹底してほしいということで質問をさせていただきました。答弁では、困り事のある市民の皆さんが相談に来やすいように福祉総合相談室をより一層周知するためのポスターを作るということを進めているというふうな答弁だったのです。

それについては、期待をするところですが、その中で、当然、生活保護のことも触れるということをお答えいただきました。あわせて、生活保護だけではなくて、その前の困った段階で相談していただきたいということをおっしゃっていたかと思うのですが、これまでも、福祉総合相談室「たるさぼ」のポスターというのはありまして、これから作られるポスターの内容というのは今あるたるさぼのポスターと同様の内容なのか。答弁では、生活保護制度に触れるというふうにありましたけれども、どんなふうに触れるのかということについて、お聞かせいただきたいです。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

作成するポスターにつきましては、高齢や障害、それから生活困窮に関わる様々なお困り事の相談を受ける窓口としまして、小樽市が福祉総合相談室を開設していること。それから、お困り事があつた際には、まず相談に来ていただきたいということを伝えるものを考えております。つなげる先の支援制度の例として、生活保護についても記載する方向で検討しているところです。

○丸山委員

記載をしていただけるということについては、評価をいたします。日本の生活保護制度なのですが、古いデータかもしれませんが、保護率が1.6%、これは先進諸国よりかなり低いといわれています。捕捉率も2割に満たないと、残りの8割は生活保護を受けられる状況にありながら受けていないということがいわれています。

小樽市においても、生活保護を受けられる状況にあるけれども、受けていない人、受けられていない人がいると思うのですが、市はその辺りはどのように考えていらっしゃいますか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

生活保護を受けずに頑張って生活したいと、生活保護を受けられる状況にあっても、本人に生活保護を受ける意思がなくて、受けていないという人もいますと考えられます。

○丸山委員

実際に受けていない人はいらっしゃると思うのです。

制度の利用を考えると、年金をもらっているから駄目なのではないかとか、働いているから駄目なのではないかとか、あるいは実際に相談にありましたけれども、自分の持家があると、だから年金が幾ら低くても家があるから生活保護は利用できないのではないかと考えている場合があると思うのですけれども、こうしたケースでは、生活保護というのは受けられないのかどうか、お答えください。

○（福祉保険）生活支援第2課長

年金収入や働いた収入が国の基準で定められる最低生活費よりも多ければ、生活保護を受けられないこともあると思いますけれども、基準以下で要件を満たす場合には、生活保護を受けることができます。

また、持家があっても、処分価値が低いなど、一定の要件を満たす場合には生活保護を受けながら、住み続けることもできます。

○丸山委員

年金があまりにも低かったりとか、あるいは家が売れるような家ではないとか、そういった場合には、要件を満たせば、生活保護を受けられるのです。

そういった場合には、生活保護を受けるべきだと私は思うのですけれども、市はどのように考えますか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

生活保護を利用しないというのは本人の意思にはなるのですけれども、生活保護を受ける意思があって、そして生活保護の要件を満たしているということであれば、ぜひ制度を利用していただきたいと考えております。

○丸山委員

小樽は雪も多いし、それから冬も寒くて、生活保護を受けても冬季加算があっても、冬の間はとても厳しい生活ではあるのです。なので、受けられる要件を満たしているのであれば、受けるべきだというふうに今お答えいただいたので、本当にそのことについてはよかったなと思います。

ただ、私が生活保護の申請は国民の権利であるということを周知してほしいということを求めているのは、生活保護利用を恥とする意識というものはあるのです。申請は国民の権利であるということを周知するポスターを作成して、生活保護制度があるということだけではなくて、要件を満たせば、制度利用をちゅうちょしないような社会になるべきだと思うわけです。だから、生活保護の申請は国民の権利であると。札幌市のポスターを例示しましたが、小さい子供がいてフルタイムで働けない女性だったりとか、けがをして働けないとか、こういった具体的な例を出して、申請は国民の権利だということを周知するポスターなのです。全国いろいろなところで、同様のポスターを作っていますけれども、こうした事例を出して、国民の権利だということを、恥の概念を払拭するような取組をするべきだと考えているわけですが、そのことについて市はどのように考えますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

委員のおっしゃられますとおり、生活保護の利用について、マイナスのイメージをお持ちになっている方がおられるということは、私たちも承知しております。生活をしていく上で様々なお困り事があるかと思うのですけれども、こういったお困り事について早いうちに支援につながっていくことで、状況の悪化を防ぐこと。また、困り事の緩和や解決に結びつくことが期待されることから、生活保護というのは最後のセーフティーネットと言われておりましたけれども、それ以前に支援をするために、平成27年より、生活困窮者自立支援制度というのができまして、その前の支援をしているところです。

そういった生活保護に関してマイナスのイメージをお持ちの方は相談に来にくいということもあるというふうに聞いておりますので、私どもとしましては、福祉総合相談室全体で様々な支援をしているということの周知に力を入れていくことで、まずはいろいろな支援を受けられるということ。それから、複合的な課題を抱えてお困りの方々がどこに相談していいかわからない場合にも福祉総合相談室に来ていただければ、必要な支援につながっていくことが可能であるということを知りたいというふうに考えており、生活保護に限定したポスターではなくて、福祉総合相談室を周知するポスターを作成するというふうに考えているところです。

○丸山委員

ポスターを作ることに対してはすごく期待しています。その中に、生活保護についても触れていただくということで、それについても期待をいたします。

ただ、やり取りをする中で、ポスターを作成して掲示することによって、支援が必要な人を対象としている、対象を限定しているようなイメージがあったのですが、長い人生を生きていく中で、こうした行政の制度を利用するかもしれないタイミングは、いつどこであるかわからないのです。例えば、若い人が小樽で育って、小樽から出ていく、北海道から出ていく場合もあります。出ていった先で困ることもあるわけです。だけど、困ったら行政のサービスが使えるのだと、使える制度があるのだということを知っていただくということも私は必要だと思うのです。

だから、支援が必要な人だけではなくて、広く社会に制度を利用していいのだということを知り、理解していただけるような内容のポスターにしていいただきたいということをお願いしたいのですけれども、その辺りいかがですか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

今支援を必要としている人だけではなくて、将来的に支援が必要になる人にも相談ができる場所があるのだということを認知していただくように周知してほしいという、そういうお話かと思うのですが、ここに関しては、制度というのも毎年いろいろ変わっていきますし、新しい制度ができることもございますので、将来的なところまで担保した周知の仕方というのはなかなか難しいものであると考えます。先ほどの繰り返しになりますけれども、まずは私どもとしましては、何か困ったことがあるときには行政が窓口となってお話を聞くところがあるのだということを認識していただきたいというふうに考えておりますので、そういった視点を持ちながら、ポスターを作成するだけではなくて、今後とも様々な方法をもって必要な情報を市民の皆さんに届けていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山委員

よろしく願いいたします。

◎自衛隊への情報提供について

次の質問に移ります。

各自治体から自衛隊に対して、就職適齢者の名簿提供について、住民基本台帳の一部の写しを提供するというような対応が広がっています。

小樽市では、自衛官募集に対する情報提供について、今年度実施をしているのか、実施をしているとすれば、今年度の対象者の要件とどのような情報を提供したのか、お聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

自衛官募集事業に対する情報提供については実施しております。

求められた対象者の要件ですが、生年月日が平成19年4月2日から20年4月1日までと平成16年4月2日から平成17年4月1日までとなっております。

提供している情報につきましては、氏名、生年月日、性別、住所の4項目となっております。

○丸山委員

情報提供はどのように行っているのか、その方法についてお知らせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧によりまして、情報を書き写していただく方法で提供しております。

○丸山委員

自衛隊の情報取得の目的と情報利用後の処分については確認しているのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

まず情報収集の目的につきましては、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する案内の送付に利用するため及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集に関する案内の送付に利用するためと伺っております。

利用後の処分につきましては、利用後の閲覧リストの廃棄につきまして、廃棄報告書を提出していただくことで確認しております。

○丸山委員

情報提供の方法について、根拠法となるものなどをお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

根拠となるものにつきましては、まず住民基本台帳法の第11条11項で、国の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、閲覧を請求することができる旨が規定されております。

また、自衛隊法施行令第120条には、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されております。

○丸山委員

お聞かせいただきたいのですが、小樽市個人情報保護条例というのがあって、情報の開示については基本的に本人か、あるいは本人から委託された代理人にのみ情報の開示をすると思うのですが、この条例との兼ね合いというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

小樽市個人情報保護条例では、法令等に基づく場合を除き保有個人情報を提供してはならないとなっておりますので、このたびのように法律に定めがある場合には、本人や代理人以外にも情報を開示することがございます。

○丸山委員

情報提供の方法についてですが、今、閲覧で書き写していただいているということでした。ただ、ペーパーだったりとか、あるいはデータでの名簿の提供を今後、求められた場合、小樽市としては、どのように対応をしていく予定なのか、その考えをお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

令和3年2月5日に防衛省と総務省の連名の通知がございまして、自衛官、自衛官候補生の募集に関して、必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることは住民基本台帳法上、特段の問題を生じないとされました。この通知を基に、自衛官などの募集に関しまして、必要な資料の提供を防衛大臣から求められた場合については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であるとされたため、札幌市など他の市町村では情報の提供の方法を住民基本台帳の一部の写しの提供にしている例が確かにございます。

本市といたしましては、内容が個人情報でありますので慎重な判断が必要になると考えており、今後の近隣自治体の状況などを確認しながら、対応について判断してまいりたいと考えております。

○丸山委員

一応憲法でも、プライバシー権という考え方もございますし、案内が来ることについて大した抵抗がない方もた

くさんいらっしゃると思いますけれども、でもやはり情報提供はしてほしくないという市民がいた場合に、何らかの手だてを講じるというような考えはありますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

例えば札幌市などでは、住民基本台帳の閲覧などで、閲覧名簿から除外するようなことについて行っているというのは確認しております。

閲覧名簿の除外などにつきまして、実施している札幌市に法的根拠などを今確認をしている最中でありまして、ほかの自治体などにもその内容や方法を確認した上で、今後、要望があれば可能かどうかの判断をすることになると考えております。

○丸山委員

かなりセンシティブな内容だと思っています。ぜひ市民に寄り添った判断と対応をお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時25分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務委託に係る事業者選定について

まず報告を聞いてですけれども、小樽市地域再エネ導入戦略策定事業について、先ほど報告がありました。質問がかぶっているようですので、簡単に何点か伺います。

まず、公募型プロポーザル方式でしたけれども、どの項目を重視して判断したのか、お知らせください。

○（生活環境）環境課長

プロポーザルの重視した項目ということでございますが、こちらにつきましては、点数の配分が合計100点満点でありますけれども、そのうち企画提案の部分が60点というふうに配点してございます。この中身につきましては、4項目、地域特性に関する項目が一つ、分析・検討手法に関する項目が一つ、温暖化実行計画に関する項目が一つ、それと会議などに関する項目、この4項目でございます。これが各15点という形で60点、100点満点のうちの60点を配点してございます。この部分を重点的に評価したというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

企画の部分で配点をしたということですね、分かりました。

それで、先ほど4業者の点数が発表されていましたが、結構差があるのだなと思って見ていたのですが、気になるのが1位と2位なのですが、364点と340点、そんなに大きく差はないのですけれども、この差は何なのか。

○（生活環境）環境課長

合計点での比較ということになりますけれども、やはり先ほどの中身の重点の企画提案の部分で点数に差が開い

たというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

例えば、この企画の点数だけでいけば、そんなに差はなくて、ほかに差があったのか、その辺もう少し詳しくお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

内訳の点数表までは整理していませんので、例えば価格の項目でいうと計算式を用意しておりまして、それで点数をつけて、例えば一番安いところは10点ということになるのですけれども、それを当てはめても低いところでも7点とか8点とかいう格好で、価格ではそんなに大きな点数差がつかないような状況です。

あとそのほかの業務経歴につきましては、やはり実績があるところによっては、6点とか3点とか差がつくのですけれども、そういう業務経歴だとか実施体制、それから価格の部分はあるのですけれども、やはり最終的にはそこではなくて、企画提案の部分が大きく、点数に影響をしてこの差になったというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

資料はないので、お互いにやり取りしても明確ではないので、これはやめます。

それで、地域再エネですから、そもそもこの戦略策定の大きな意味というものは、地域再エネの内容について市民の協力、市民の理解が大事なのだという、これが大前提にあるわけです。先ほども議論をやり取りされていましたが、十分それは留意されてやっていただきたいと思います。

最後の確認ですが、これは環境審議会の都度に議会への報告はいただけるのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

環境審議会の都度の議会への報告は考えておりませんでしたけれども、パブリックコメントにかける前に議会報告をしたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

定例会ごとでもいいのですけれども、まとまったら報告をぜひお願いしたいと思います。

◎議案第23号小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第23号ですけれども、小樽市立病院の診療科目として腫瘍内科を新設するという事で、先ほど報告を受けました。

確認したいことが何点かあるのですが、まずこの腫瘍内科の設置場所はどのように考えていますか。

○（病院）事務課長

腫瘍内科の診察場所につきましては、内科系の外来のブロックで空いている時間帯がありますので、その時間帯を利用して診察をする予定になっております。

○高橋（克幸）委員

新しい場所を作るということではないということですね。

次に医師の体制についてお聞かせください。

○（病院）事務課長

医師の体制につきましては、今年の6月にがん治療認定医の1名を採用しておりまして、現在この医師が外来化学療法を担当しておりまして、その腫瘍内科が新設された後には、この医師1名でスタートするという事で予定しております。

○高橋（克幸）委員

これは今、外来ということでしたけれども、入院についても同様にこの医師が携わるということになりますか。

○（病院）事務課長

まだ詳細については決まってはおりませんが、入院患者についても担当することになると考えられます。

○高橋（克幸）委員

最後に確認したいのですが、新設する理由とメリットをお聞かせください。

○（病院）事務課長

新設する理由につきましては、近年がん治療は高度化していく中で重要性が認識されて、多くの病院でも診療科が広まっていることと、小樽市立病院が小樽・後志地区で唯一の地域がん診療連携拠点病院に指定されていて、今後がん治療については、質の高いがん治療を行っていかねばならないということが挙げられて、メリットにつきましても、院内の消化器系を専門に抗がん剤治療などの質の高い医療の提供や、薬剤による副作用など、その対応などが期待できるものと考えております。

○高橋（克幸）委員

新しい診療科ですから、ぜひPRして、小樽市立病院でもしっかりがんに取り組んでいるのだと、がん対策に取り組んでいるのだということをPRしていただきたいと思います。

◎紹介制導入の検討開始について

次に、報告のありました、紹介制導入についてであります。

他都市では、医師の疲弊が重なって何人も一遍に医師が辞めたり、看護師の皆さんが辞めたりという、そういう事案がありました。結局、公的病院も回らなくなって、ひどいところではもう廃院になったという、そういう事例もありました。また、市民運動になって、とにかく公的病院をもう一度つくるのだ、そして医師を疲弊させないために我々も協力しようという、そういう市民運動になったところも聞いております。まずこの認識について伺いたいと思います。

○（病院）患者支援センター次長

委員のおっしゃいますとおり、やはり医師も含めた医療従事者の疲弊ということは大きな問題になっております。それに伴って医師の働き方改革関連法とか、国でもその辺の負担を軽減するためにいろいろな制度をつくっているところですので、我々としても職員の離職ということは大きな問題になりますので、負担軽減については考えていきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

やはり将来像がこういうふうになっては大変だという思いは共通だと思います。ですから、しっかりとこの辺の制度をやっていただいて何が問題なのか確認をしていただきたいと思います。

この紹介制の説明がありましたけれども、スタート時期は書いてありましたが、試行期間はいつまでですか。

○（病院）患者支援センター主幹

試行時期の終了は現状詳しいところをまだ決めてはおりません。ただ、今行う消化器内科1科での試行は数か月やらせていただいて、検証そして問題点、課題把握をしていきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

期間というものは一定程度決めておいたほうがいいのではないですか。だらだらやるよりも、いつまでというふうにやって、検証もしっかりやった上で、次の対策にということが普通のやり方ではないかと思いますが、いかがですか。

○（病院）患者支援センター次長

詳細についてはまだ詰めていない状態ですが、予定といたしましては10月から年末に向けて消化器内科の試行の継続、問題点の把握をしてその辺を整理した上で、年明け以降、拡大する診療科について検討してまいりたいという予定では動いております。

○高橋（克幸）委員

それで、以前にも少し申し上げたのですが、問題はこの受付の方法です。すごく心配だなと思っているのですけ

れども、小樽市立病院へ来院された方が紹介状なしで来ましたということで、誰がどこで受け付けるのかということを考えていますか。

○（病院）患者支援センター主幹

初診の流れにつきましては、現在、最終調整中でございますが、新規患者受付において受診する診療科が分からないなどの場合は、看護師が症状をお聞きし、適切な診療科を御案内する必要があるというふうに考えております。

また、消化器内科を御案内する場合には、看護師が緊急度を判断して、低いと判断した場合には、総合案内において地域のクリニックを紹介すると。または日を改めて予約していただくことになるということになっております。

○高橋（克幸）委員

重病ではない限りは看護師がやるということなのですね。

場所はどこですか、入っていったすぐのホールのがやがやしたところでやるのですか。

○（病院）患者支援センター主幹

いろいろな受診科があると思うのですが、新規患者はまずどこに行けばよいか分からない方も多いということと、消化器内科を受診する患者で紹介状をお持ちではない方というのは1日数件でございます。現在試行の段階ということでもありますので、まず一元的に総合案内で対応いたしますけれども、しっかりとしたお話が必要な場合には、場所を移動して丁寧に説明させていただきたいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

それで気になる点は、紹介制の説明なのです。患者の中にも、大病院でなければ駄目なのだと真剣に考えている人が実はいるわけです。クリニックでは嫌なのだと、駄目なのだと。小樽市立病院だとか公的病院ではないと駄目なのだという方が確かにいらっしゃいます。そういう方に、紹介制をどうやって説明していくのかというその説明する方の力量が問われると私は思っているのですが、この人選や、方法についても今はどのように考えているか、お聞かせください。

○（病院）患者支援センター次長

基本的には、患者の重症度なども測りますので、対応しているのは師長以上、課長以上の看護師がメインで対応しております。あと地域のクリニックなりを紹介する際には、当院の患者支援センターに医療コンシェルジュ、地域の医療に詳しい事務方の職員もおりますので、連携しながら丁寧に御説明してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

最初に認識でお聞きしましたが、小樽市立病院が立ち行かなくなったら困るわけです。ですからそのためにとなると言うともた語弊になりますが、小樽市全体の医療環境を守るためにどうしていくのかということは、これは小樽市立病院だけの問題ではないのですけれども、そこを丁寧に説明できるということが、この紹介制の大きなポイントになるのではないかと思います。

もう1点、市内病院とクリニックの連携というものは、小樽市立病院はどのようになっていますか。

○（病院）患者支援センター次長

病院の患者支援センター内に地域医療連携担当者という者がおりまして、定期的に市内のたくさんの医療機関に挨拶回りをしていただいたりとか、あと当院に対する要望なりを聞き取って改善を図っております。後志管内であれば150以上の医療機関と連携をしているところでございます。

○高橋（克幸）委員

私のかかりつけ医で、待合室の壁には連携病院の、こんな賞状みたいなものが、ばあっと貼ってあるわけです。ああ、手稲溪仁会病院もある、小樽市立病院もある、小樽掖済会病院もあると。それを見るときちゃんと連携をしているのだと、一目で分かるわけですが、150もあると、それは無理ですね。

そういう意味では、どこの病院ともしっかり連携が取れますよというPRをしておく必要があるというか、方法

が必要ではないかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○（病院）患者支援センター主幹

今まさにおっしゃったとおり、病院の入り口を入ってすぐのところに連携医療機関の一覧表を貼り出しております。よく賞状のようなものを連携機関とやり取りはするのですが、あまりにも多くて、それを全て飾ることができなくて、うちの場合是一覧表として飾らせていただいているというような形にはなっております。

○高橋（克幸）委員

いずれにしても試行期間ですから、しっかりと課題抽出のために丁寧にやっていただきたいと要望して終わりたいと思います。

◎アスベスト廃棄物について

次に、アスベストの廃棄物について何点か伺いたいと思います。

近年法改正が行われて、アスベスト廃棄物に対する様々な政策が行われてきました。法改正も行われてきましたが、人体に対する健康被害に大きな影響を与えるわけですので、このアスベスト廃棄物について、まず生活環境部としてどのような認識をお持ちなのか、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

アスベストに対する認識でございますが、これは人体に対して非常に有害だという認識を持っております。これは、法律に基づいて適正に処理しなければならないと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

それで法律改正があって、大気汚染防止法第18条を根拠法として、建築物の解体等を行う前に事前調査をして、その結果を市に報告する義務が生まれたということでしたけれども、これはいつからスタートしたのか、提出方法はどういうふうになっているのか、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

大気汚染防止法の改正がございまして、まずは規制対象レベルが、アスベストのレベル1、レベル2、レベル3とございます。レベル1がいわゆる吹きつけしているアスベスト、レベル2がよくあります煙突の断熱材とかにありますそういったものです。レベル3につきましては成形板、こういったものがメインになります。

それで、令和3年4月から法改正があって、これが施行されまして、規制対象にこのレベル3の成形板が追加されてございます。令和4年4月からこのアスベストの、ある、なしにかかわらず調査した結果を報告するという事になってございます。

報告の方法につきましては、インターネットによる報告が原則となっております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、法改正になる前はレベル1とレベル2、要は危険なアスベストの廃棄物だけを対象としていたということで、法改正されて、レベル3といわれる石綿板だとか、こういうPタイルだとか、あらゆるものについて全部規制になるという、そういう法改正の趣旨だと理解をしております。報告が必要な対象工事ですね、面積とか金額だとかを確認したいと思いますので、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

報告が必要な建築物の面積につきましては、床面積が80平方メートル以上となっております。そのほかには金額の要件もございまして、建築物の改造、補修につきましては、請負金額が100万円以上、もしくは解体、改造につきましても請負金額が消費税込みの100万円以上となっております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、この数字というものは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、建設リサイクル法の対象の面積、金額と同等のものと認識をしています。

建築で80平方メートル以上といったらほとんどの一般の家が全部入るのです。100万円以上ということも今の解体の積算でいくと全て入ると思います。ということは、通常の一軒家であればほとんど報告しなければならないという、そういう狙いがあるのではないかと思います。

確認をしますが、この報告について、どのぐらいの件数があるのか、令和3年度、令和4年度でお願いします。

○（生活環境）環境課長

報告の義務付けにつきましては、令和4年度ということになりますので、事前調査した報告、4月から今日現在まで集計した数字でいきますと314件、市に報告がございました。

それと従来からあります、先ほど言いましたレベル1とレベル2の工事に伴う届出の報告につきましては、令和3年度は3件、令和4年度は今日現在で4件の届出がございました。

○高橋（克幸）委員

すごいですね、314件。想像よりすごく多いなと思いました。

やはり法律の力は大きいと思うのですが、アスベストが製作されてもう何十年もなるわけですがけれども、このレベル3については、ずっと放っておかれたという状況がございました。令和5年10月からは、事前に調査をする方も有資格者でなければ駄目だということになっていると伺っております。私も先日この講習会に行って資格を取ってまいりましたけれども、なるほどアスベストというものは大変人体に有害なのだとすることはよく分かりました。その点については同じ認識です。

もう1点、先ほどレベル1、2のほうでありました、特定粉じん排出等作業実施届出、これは大気汚染防止法に基づくものですが、これは、先ほど言った3件、4件なのです。これを届けられたものについては、市の対応としてはどのようにされておりますか。

○（生活環境）環境課長

特定粉じん排出等作業実施届出の提出がございましたら、環境課の職員が現地に立入調査に行きます。そちらで、まず掲示等が適切に表示されているか、それからきちんとその除去部分が養生されているか、もしくは負圧化といって圧力を低くして、外に飛散しないようきちんと対策を取られているか、幾つかチェック項目がございます。そのチェック項目に基づいて現地確認してございます。

○高橋（克幸）委員

この作業実施の内容について、撤去工事について市の担当職員の方々はそれぞれ講習を受けて、何が必要で何がポイントなのかということは学習しているのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

高橋克幸委員が受講されたような講習は受けてはございませんけれども、当然、担当が引継ぎを行っているほか、近年オンライン講座とかがよくありますので、そういったもので勉強なりをしてきちんと適正にチェックできるようなものを習得しております。

○高橋（克幸）委員

いや、きちんとやっていると思っていますので。疑っていませんから。大丈夫だと思います。

それで、今度、処分ですけども、産業廃棄物ですので、飛散するものは特定の廃棄物になるわけですから、小樽では処理できないと思うのですが、レベル1、レベル2、レベル3とそれぞれありますけれども、小樽で処分できるものというものはどういうものがありますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

小樽で処分できるものはレベル3のみとなっております。

○高橋（克幸）委員

それで、問合せとか相談があったかどうか確認したいのですが、レベル1、2の、要は岩綿の吹きつけの材料だ

とか、飛散するようなものについてどこへ持っていけばいいのか、どこにその処理場があるのかという問合せは来たことはありますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

産業廃棄物につきましては、北海道が所管することになりますので、そういう相談が来ることもあるのですが、その場合は北海道の後志総合振興局を御案内することにしております。

○高橋（克幸）委員

レベル3については、塩谷の産業廃棄物最終処分場で受け入れているということです。

市のホームページを確認しました。プリントをしたのですが、御案内ということで、ここで書いてあるわけですが、3ページの8番に、アスベスト含有廃棄物についてということで、ほんの8行、9行でしょうか、少ないなと思って見ていました。この中に石綿含有産業廃棄物に該当するものは、要するにレベル3ということでしょうけれども、条件をつけた上で受け入れしますとなっているのです。この条件とは何でしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

まず、アスベストを埋められるところは決まっております、それを埋めるところに、職員といいますか作業員が行きまして、御案内しなければいけないということもありまして、その日というのは今のところ火曜日と木曜日と決めておりまして、前もって御相談いただいて、また、量とかも相談いただかなくてはいけないので、その辺も詳しくこちらに協議いただくことになっておりますので、今日、来てすぐというふうにはならないということになっております。

○高橋（克幸）委員

今の説明については、ホームページの後段で、必ず、生活環境部ごみ減量推進課と事前に協議してくださいと記載されているところですね。この辺をもう少し詳しく説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

塩谷の産業廃棄物最終処分場につきましては、処分委託申請をいただきまして、アスベストの場合は必ず工事ごとにいただかなければいけないことになっております。ほかのものにつきましては、その方がやめない限りは毎年自動更新となっておりますが、アスベストの場合は量とか処分方法とかも適正にされるかどうかチェックしなければいけませんので、その工事ごとに申請をいただくことになっております。そして、その内容とか量を、処分委託申請書のほかに、処分場の搬入予定表というものも出していただきまして、どういうものをどのくらい入れるのかということも必ず前もって手続というか、こちらに出していただくことになっております。そして日にちを決めまして、その日で大丈夫かどうかをまた産業廃棄物最終処分場と連携を取って進めております。

○高橋（克幸）委員

しっかりと打合せをしないと受け入れてくれないということですね。

産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要なわけですが、小樽ではどのぐらいあるかわかりますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

後志管内ということで調べてきまして、その数字が今日現在で、総数で228件、産業廃棄物収集運搬業者がありまして、そのうちレベル3のアスベストを運べるのは180件となっております。

○高橋（克幸）委員

もう一つ気になったのは、先ほど課長がおっしゃられた処分委託契約についてということで、ホームページで事業者の皆様へのお知らせということで、一部赤字で書いてあるホームページがありました。日付を見ますと、2022年8月31日ですから、本当に最近です。このお知らせについては、なぜこれを出されたのか、理由をお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

産業廃棄物の処分については、先ほど言ったようにアスベストの場合は必ず処分委託申請をいただかなければいけないのですが、その辺の周知がなかなか徹底していない部分がありまして、塩谷の産業廃棄物最終処分場にも看板を出したりしまして、このたび徹底するようにしたものでございます。

○高橋（克幸）委員

あまり守られていないということなのでしょうか。

ざっくりで結構なのですが、どのぐらいの業者の方がこれを出していないのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今は出さないと入れないので、出していない方はいないです。

○高橋（克幸）委員

そうすると、この徹底というのはどういう意味ですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

やはりほかのアスベスト以外については、自動更新にしているものですから、そのまま入ってしまう業者もありまして、その辺を徹底したいということで、このたびホームページにも載せましたし、産業廃棄物最終処分場にも看板を置いたことになります。

○高橋（克幸）委員

もう一つ気になったのは、このレベル3の搬入手数料です。1ページ目の種類にも載っていないですし、2ページ目の手数料の欄にもないのです。これはどのように考えればいいのかということをお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

先ほどから御説明しているのですが、協議が必ず必要になります。そして、協議をしたときに、搬出予定表を出していただきまして、そのアスベストの形状ですね、どのようなものについているか、またどのようなもの自体にアスベストが含まれているのかということをお互いの担当の者に詳しく報告をいただきまして、処分場の料金としては、アスベストということで特別設けていなくて、その種類、品目によって普通の産業廃棄物と同じ料金の手数料がかかることになっております。

○高橋（克幸）委員

私はこれを見て誠に分かりづらいなと。どうやって調べればいいのか分からないわけです。いや、打合せに来ないと、そのときに打合せしましょうということは、あまりにもぞんざいな扱いではないのかと思いました。

これは、要望ですけども、アスベストが法的にも非常に厳しい規制をされていて、なおかつ、その搬入をするという、最終処分場ですから、このたった8行、9行の文量では物すごく足りないのではないかと。それが一つです。

当然、事前協議するからいいのかもしれませんが、ホームページを見たときに、事例等を載せていただいて、なるほど、こういうことなのかということをお互いに分かっていれば、協議したときにも、のみ込みが早いわけです。ですからもっと丁寧なこのホームページの作り方をぜひやっていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

私どももその辺をみんなで協議して、研究して、うまく説明できるよう考えていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

先ほども認識を聞きましたが、アスベストというものは、やはり気をつけていかなければならない物質なわけですね。ですから、そういう意味で市もそういう扱いをしていますということを、きちんと出してほしいのですよ。私は講習に行つてつくづく感じたことは、やはり我々の認識が浅かった、日にちがたてば忘れてしまうというそういう状況でしたので、いかにこういう建物にアスベストが含まれているかということはお分かりましたのでね。そういう面ではぜひ工夫していただいて、絵もいろいろ入れていただいて、別紙などにしても私はいいと思う

のですよ。そういうことをぜひ工夫をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほど事前報告を市で受けますと。事前協議はあるのでしょうかけれども、実際現場で解体したものが産業廃棄物最終処分場に行きますと。その報告と、実際の産業廃棄物最終処分場の現場で情報共有がきちんとできているのかどうかということがすごく心配です。

報告しているものには、いや、ありませんよと言って、なおかつ現場では、処分場では、あるよという話になると、話がそごになってしまうわけです。そういうことが逆も考えられるわけですので、その辺はどのようなになっているのか、お聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

まず、先ほど言いました処分委託申請書には、アスベストが入っているか、入っていないかの有無を書くようになっております。そこでまず、入っているのに入っていないというふうに書くということは、虚偽の申告をしていることになりますし、産業廃棄物最終処分場のスケールの上にはカメラがありまして、そちらで確認をするということと、現場に作業員がおりますので、そちらでも確認をしております、もしアスベストが入っているのではないかというような疑いがあるようでしたら、埋立のほうで返すということにしております。

また逆に、きちんと申請をいただいているのに、なかなか来ないということになりますと、どんなところがアスベストの申請をしているのかということは、塩谷の産業廃棄物最終処分場にデータで送っておりますので、まだ来ていないということは、こちらに連絡をいただいて、その後、業者に連絡を取って、どのようなになっているのかということを確認しておりますので、その辺のチェックはできていると思っております。

○高橋（克幸）委員

性善説が通用しない世の中になっていますので。例えば先ほどカメラで見ているのだと、だけれども、荷物を下にされてしまうと見えないのです。アスベストはむき出しで運べないですから、必ず二重に梱包して飛散しないように持っていかなければならないわけですね。作業手順でいくとそれだけを運ぶということはあり得ないわけですね。混在するしかないわけですから。そういうときに一定程度チェックできるような体制を取っておかないと、逆に言えばそういう虚偽の、うそをついたらペナルティーが大変ですよというぐらいの内容があってもいいのではないかと、当然法律的にはあるのでしょうか。ですからそういう意味で、性善説に従うということも当然なのですが、それ以上にアスベストというものは、しっかり対応しますという市の姿勢をぜひ出していただけて管理していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

アスベストは、処理の工程もチェックが大変必要ということになっておりますので、その辺、産業廃棄物最終処分場の作業員についても、チェックには目を光らせているところですし、もしそういうふうな虚偽の申告をするような業者については、ごみ減量推進課では、何といたしますか、産業廃棄物処分場は駄目ですよというふうに言うことにしておりますので、そのような形でこれからも厳しくチェックしていきたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

それでは、先ほど保健所にお聞きをした、健康寿命延伸のところを、引き続き質問をさせていただきたいと思い

ます。

◎健康寿命延伸について

保健所のところでも少し申し上げましたけれども、高齢の方が仕事をして経済活動へ参加するというのも、健康寿命の一つの指針として捉えることもできるのではないかと感じております。経済活動、とりわけ仕事という部分に着目してお話しますが、小樽市シルバー人材センターのような、シルバー世代の派遣というようなことだけでなく、農業や漁業、そして飲食店、理美容室、小売店のような個人事業、あるいは会社経営であるとか学術機関、そして我々のように政治に関わる人もそうです。諸先輩方から教えていただくことはたくさんありますが、高齢であっても経済活動等に参加をするどころか、第一線で牽引していますという方もたくさんいるということです。

実際に仕事ということを考えたときに、本市ではどのぐらいの方が就労しているのかという点について伺いたいと思うのです。高齢の方がどのようなふう就業しているかなど、実態を把握する方法はありますか。そのとき、どのような機関と連携する必要があると捉えていますか。

○（福祉保険）次長

高齢者の就労形態の実態把握ですけれども、残念ながら福祉保険部単独としては今まで行っておりません。また難しいというふうに考えております。もし今後把握する場合は、産業港湾部やハローワーク、そういうところとの連携が必要になります。

○高橋（龍）委員

やはり分野をまたがってしまうことから、横のつながりが非常に重要になってくると思います。

高齢化率の高い小樽市においては、働く高齢者が他市よりも多いというようなまちになれば、高齢化のデメリットとといいますか、そういった部分をカバーできるのではないかと捉えているのです。これは、つらい体に打ち打って働いてもらおうということではなくて、生きがいに資するものとして、働くということが身体的にもまたは精神的にもよい効果を与えて、本市の経済に対してもプラスに働くというようなことです。大きな話ではあるのですが、そのようなシニア世代の社会参加、もっというと仕事への参加、ビジネス参加みたいな点に着目をして、これから何らかのプロジェクトをやるということに対して、かなり総花的なお話にはなってしまうのですけれども、こちらに関して市としての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）次長

高齢者の就労、広くいうと社会参加ということで答弁させていただきますけれども、経済面以外にも社会とのつながり、あと新しい人間関係の形成、ひきこもり防止、また健康にも非常に効果的であるというふうに考えますので、原部としても、就労以外の部分になりますけれども、例えば有償ボランティアなどの地域での支え合いの仕組みづくりや、生きがい対策事業とか、社会参加の支援というものを前向きに進めていきたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

今有償ボランティアのお話もいただいて、やはりそうしたことで、何かしらの得るもの、報酬的なものを得ながら、社会と関わっていくということは非常に意義のあることだと思っています。本市の高齢化率の高さからもそのようにモデルをうまくつくることができれば、先進事例にもなり得ると思うのです。例えば実証事業のような形で国の補助事業なども組み合わせてエビデンスをつくりつつ、ともすれば高齢化率が高いということがネガティブに捉えられやすいところを、ポジティブに変換していくと。そして労働資源として、あるいは豊かな経験を持つ方として高齢層が社会にコミットしていくことで得られるシニアのパワーというものは非常に大きいと思っています。スーパーおじいちゃん、スーパーおばあちゃんみたいな方がたくさんいるようなまちづくりに向けて、私自身も様々な取組をしていきたいと思いますので、ぜひ市にもお力をお貸しいただければとお願いを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

◎福祉とDXについて

次は福祉とDXに関してです。

本会議でDXについてお伺いをした中で、福祉分野についても少し触れさせていただいたところです。かねてからお聞きしているところと重なる部分もあるのですが、改めて御答弁をいただければと思います。

介護や福祉の分野でも、数年前まではICT化、そこからさらに技術が発展してDXの推進という言葉に置き換わってきています。ICT化、デジタル化、つまりデジタルイゼーションと、デジタルトランスフォーメーションというものは、似ていますが同じではなく、ここで詳しくは申し上げはしませんが、今はデジタルの技術を使ってどうやって業務を改革していくかということに重きが置かれるようになったということなのです。

介護等については、専門人材も足りない。そして慢性的に人手不足が叫ばれている中で、そうしたようにデジタル技術を用いて省力化を図っていくことは今後ますます必要になってくると思っています。介護福祉の分野では、主に体を使う業務と、主に頭を使う業務、両方の側面があります。そして体を使う業務ということを、DXに関していうと、介護ロボットであるとか、あとはパワードスーツみたいなものも実用化されていますが、やはりこの辺りは設備投資としても費用負担の大きいものですから、小さな事業者で導入をすることはなかなか難しいことが実情です。ここで、頭を使う業務といいますか、主に事務作業であります、PCとのシステム、あるいはアプリケーションソフトなどがここに当たると考えます。

一般論として、介護の現場では、そうした業務の支援システムの導入がなかなか進んでいないということも、現場で働く方からも教えていただきました。例えば各事業所でパソコンは使っているものとして、そこに特化したシステムを入れていないであるとか、手書きで記録をして紙でファイリングするというケースもまだあると聞いております。昨年拝見したセミナーの映像で2009年の時点で、デジタルを積極的に取り入れて業務効率を上げていますという介護事業所は13%しかなかったという話もありまして、今やっと4割ぐらいとも言われていました。

本市としての状況がどうなのか、介護事業所のICT化ないし、DXの推進というところに関して、聞き取り等の調査を行ったことはあるのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

現在、国で介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究事業というものがやられておりますが、市としては、こういうアンケート等を取ったことはございません。

○高橋（龍）委員

今、お答えいただいた国の調査研究事業という部分、もう少しだけ補足といいますか、御説明いただいてもいいですか。

○（福祉保険）介護保険課長

これは、国で介護人材が減ってきているということで、生産性向上とか、そういうことが議論されておりまして、その中で、先月8月1日現在での状況を調査されているというような状況かと思われませんが、詳細については、こちらには知らされておりませんので、把握してございません。

○高橋（龍）委員

それは、国が直接やっているというようなイメージですね。

次に伺いますが、例えば業務改善、効率化のために支援ソフトを入れたとしても、結局それを出力して、送るのはファクスで、みたいなこともあるわけです。各事業所と本市とのやり取りの中で、市側がメールで受けられる体制みたいなものは、既にきちんとできていると考えてよろしいでしょうか。

○（福祉保険）太田主幹

国の介護分野の文書に係る負担軽減ですとか、押印の見直し、あと新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、接触の機会の回避ということもありまして、現在市内の介護の事業所に関しては、一部ファクスでのやり取り

は残っているのですけれども、介護事業所からの指定や加算の各種の申請や届出、あと市から事業所への周知事項などに関しては、電子メールでのやり取りを基本としております。

○高橋（龍）委員

やはり、新型コロナウイルス感染症の影響でプラスに転じている部分がこういうところに出てきているのかと思います。この点でいうと、事業所のDXを進めるために、市だけでなく、そこに使える支援金、あるいは助成金というものがあると思うのですが、この類いは把握しているのでしょうか。

さらに言えば、こういう助成の仕組みがありますよというお知らせなども市からは、されているのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

DXという名称にはなっておりませんが、北海道が介護ロボット導入支援事業費補助金ということで、見守り機器の導入に関する通信環境整備事業、それからICT導入事業、これに対する補助金を交付しております。市は各事業所にこれらがありますということで周知を行っているところであります。

○高橋（龍）委員

では、周知を行っていただいて、その後、申請をしたいですという申出があったとして、そこのお手伝いといいますか、どちらかの窓口でそうしたお手伝いということはしていただいているのですか。

○（福祉保険）介護保険課長

介護保険課で、サポートをさせていただいております。

○高橋（龍）委員

では、最後に、科学的介護ということについてお聞きをしたいと思うのですけれども、介護等に関して蓄積したデータを活用して自立支援や介護度が上がることを防ぐということを国が主導で進めているというもののなのですが、この点について、国が制度化していく、ここの内容をお聞かせいただきたいということと、実際にそれを本市が進めていくとすれば、どのような準備が必要かということ。最後に、市としてそれを進めることでのメリット、あるいは事業者側が得られるメリット、これがあるのかということをもとめてお聞きして質問を終わりたいと思います。

○（福祉保険）太田主幹

科学的介護といいますのは、要介護者の重度化防止や、自立支援を目的としまして、科学的裏づけ、エビデンスに基づいて提供される介護のことを言います。医療現場では、既に行われている実践的な手法を介護現場においても推進しようとするものになります。

国は、介護の事業所から提出される、介護サービスの利用者の状況ですとか、介護施設、事業所で行っているケアの計画や内容という現場でのデータを、令和3年度より運用しております科学的介護情報システム、通称、LIFEと呼ばれるデータベースに蓄積しまして、その蓄積したデータを厚生労働省が分析、フィードバックをすることで、各事業所がサービスの内容の改善ですとか、効果検証できるようになるほか、これまで介護の職員の経験ですとか感覚によるところが大きかったケアに加えて、エビデンスに基づいた効果的なケアやサービスの提供につなげるという取組を行っております。この取組はデータベースへの入力とフィードバックは国と事業所で直接行われるものになりますので、本市としての準備は特にありません。

この科学的介護の推進に関してのメリット、デメリットなのですが、先ほど申し上げたとおり、職員のスキルに応じてケアの質が変わってしまうところを、エビデンスに基づく効果検証ができるということで、事業所としてみれば、職員の能力に応じるというよりは、どの職員もエビデンスに基づくことによって、利用者それぞれに効果的なサービスの提供が可能になる。こういうメリットがあると思います。デメリットとしましては、データの蓄積をする際に、データを入力して国に送らなければいけないという作業が発生しますので、そういった意味では若干の負担となっているところがあります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、議案第23号については可決、陳情第2号、陳情第3号、陳情第11号第1項目の1、第3項目の1、第4項目及び陳情第28号については、採択を求めます。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

小樽市は今年8月から小学校卒業まで医療費の自己負担は実質無料となりました。陳情に賛成しない理由は特にないことから、陳情第2号は採択を主張します。

陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

建設場所は既に想定されていること、また、地域住民が主体的にまちづくりに関わることは、市として推進すべきと考えることから、陳情第3号の採択を求めます。

陳情第28号（仮称）北海道小樽余市風力発電所建設に関する要望方についてです。

小樽市と余市町にまたがる毛無山で、（仮称）北海道小樽余市風力発電所の建設計画が進められていることについて、陳情は事業者に対して計画に当たっては、住民生活に最大限の配慮をし、十分に影響低減に努めるよう求めること、地域住民に広く周知し、対話・説明の機会を求めること、そのようにしても十分な影響低減がなされず、大多数の住民の理解と合意を得られない場合は、市は事業者に対して計画を進めるべきではないことを提言することを要望しています。手つかずの自然が広がり、しかも水源涵養保安林に指定されている場所に、高さ約180メートルの風力発電を最大27基設置、総出力11万6,100キロワットという大規模なものであり、自然破壊を伴うこと、観光都市小樽の財産である景観が損なわれることが考えられます。陳情が求める内容は妥当と考えることから、陳情第28号の採択を求めます。

以上、各委員の賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号及び陳情第28号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号、陳情第11号第1項目の1、陳情第11号第3項目の1及び陳情第11号第4項目について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。